

プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業費補助金交付要綱

平成18年4月3日制定

平成30年3月22日最終改正

第1 趣旨

知事は、地震発生時における住宅・建築物等の倒壊等による災害及び土砂災害等による被害を防止するため、プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業を実施する市町及び同事業を実施する者に補助する市町に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

- (1) この要綱において「プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業」とは、別表第1に掲げる事業をいう。
- (2) この要綱において「既存建築物」とは、昭和56年5月31日以前に建築された建築物（住宅を除く。以下同じ。）及び同日において工事中であった建築物をいう。ただし、国、地方公共団体その他公の機関が所有するもの及び空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第1項の規定に基づく空家等を除く。
- (3) この要綱において「既存住宅」とは、昭和56年5月31日以前に建築された住宅及び同日において工事中であった住宅で、居住のために継続して利用するものをいう。ただし、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。
- (4) この要綱において「災害時拠点施設」とは、既存建築物のうち次に掲げる用途で、災害時の拠点となるものをいう。
 - ア 幼稚園、小・中・高等学校、義務教育学校、病院・診療所、老人ホーム、体育館等
 - イ 避難所
- (5) この要綱において「静岡県耐震診断補強相談士」とは、静岡県耐震診断補強相談士認定制度要綱（平成13年7月23日付け住安第196号建築安全推進室長通知）に基づき知事が認定した者をいう。
- (6) この要綱において「ブロック塀等」とは、地震発生時における倒壊又は転倒の危険性のあるブロック塀等をいう。ただし、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。
- (7) この要綱においてブロック塀等改善事業における「改善」とは、改修、造り替え及びフェンス等の安全な他の塀への転換をいい、造り替え及び他の塀への転換をするための撤去は含まない。
- (8) この要綱において「既存天井」とは、平成26年3月31日以前に施工された天井及び同日において工事中であった天井をいう。ただし、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。
- (9) この要綱において「既存エレベーター」とは、平成26年3月31日以前に施工されたエレベーター及び同日において工事中であったエレベーターをいう。ただし、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。
- (10) この要綱において「中小企業者」とは、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号の2の規定に基づく同法施行令（昭和25年政令第350号）第1条第2項に定

める旅館業を営む者をいう。

- (11) この要綱において「住宅相談員」とは、耐震補強工事、建替工事又は耐震性を有する住宅等への住み替え等に誘導するため、市町が既存住宅に派遣し、住宅の耐震化に係る相談等に対応する者をいう。

第3 補助の対象及び補助率

別表第2に掲げるとおりとする。

ただし、事業ごとに県の補助金の額は、1,000円未満の端数を切り捨てるものとする。

第4 交付の申請

- (1) 提出書類 各1部

ア 交付申請書（様式第1号）

イ 事業計画書（様式第2号）

ウ 収支予算書（様式第3号）

がけ地近接危険住宅移転事業を行う場合は下記書類を追加して提出する。

エ 交付申請額の算出方法及び事業経費の配分書（様式第4号）

オ がけ地近接危険住宅移転事業費内訳（様式第5号及び様式第6号）

カ 危険住宅の位置図（様式第7号）

- (2) 提出期限

別に定める日まで

第5 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 次に掲げる事項の一に該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。

ア 補助事業の内容の変更（交付決定金額の300万円以内の減額変更を除く。）をしようとする場合

イ 補助事業に要する経費の配分の変更（交付決定を受けた事業間の補助金の流用で、流用先の補助金の額の3割（当該流用先の補助金の額の3割に相当する額が300万円以下であるときは300万円）以内の変更を除く。）をしようとする場合

ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。

- (3) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

- (4) 市町長が補助金の交付の決定をする際に条件として付した(1)若しくは(2)の指示をする場合においては、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。

- (5) がけ地近接危険住宅移転事業で危険住宅の除却等の跡地については適正な管理を行うこと。

第6 変更の承認申請

- (1) 提出書類 各1部

ア 変更承認申請書（様式第8号）

イ 変更事業計画書（様式第2号）

ウ 変更収支予算書（様式第3号）

第7 状況報告

本事業を行う市町は、毎月別に知事が定める方法により事業の実施状況報告書を提出するものとする。

なお、がけ地近接危険住宅移転事業を行う場合は下記のとおり書類を提出する。

(1) 提出書類 1部

状況報告書（様式第9号）

(2) 提出期限

当該会計年度の各四半期(第4・四半期を除く。)ごとに当該期間経過後10日まで

第8 実績報告

(1) 提出書類 各1部

ア 実績報告書（様式第10号）

イ 事業実績書（様式第2号）

ウ 収支決算書（様式第3号）

エ プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業一覧表（別紙1～22号）

わが家の専門家診断事業、木造住宅補強計画策定事業（事業主体が市町の場合に限る。）及び住宅相談支援事業を行う場合は次の書類を追加して提出する。

オ 委託契約書の写し

がけ地近接危険住宅移転事業を行う場合は下記書類を追加して提出する。

カ 県費補助金受入調書（様式第11号）

キ 図面及び写真（写真は原則として施行前のもの及び施行後のものとする。）

(2) 提出期限

事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日まで

第9 請求の手続

(1) 提出書類 1部

請求書（様式第12号）

(2) 提出期限

別に定める日まで

第10 概算払の請求手続

(1) 提出書類 1部

ア 概算払承認申請書（様式第13号）

イ 概算払補助金請求内訳書（様式第14号）

ウ 工事費等支出状況明細表（様式第15号）

エ 資金状況調（様式第16号）

オ 請求書（様式第12号）

附 則

- 1 この要綱は、平成30年度分の補助金から適用する。
- 2 木造住宅耐震補強助成事業は、平成32年度分までの補助金に適用し、中小企業ホテル・旅館耐震化助成事業は、平成30年度末までに補強計画に着手し、平成32年度末までに耐震補強工事又は建替工事に着手する事業に適用する。
- 3 別表第2の3の耐震補強のPRを行う住宅の規定は、平成30年度から平成32年度までの分の補助金に適用する。

別表第1（第2関係）

	事業の区分	補助事業者	事業主体	事業内容
1	わが家の 専門家診断事業	—	市町	社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付け国官会第2317号。）附属第Ⅱ編イ-16-(12)又はロ-16-(12)住宅・建築物安全ストック形成事業イ-16-(12)-①住宅・建築物耐震改修事業（以下「国の要綱」という。）に基づく住宅の耐震診断で、木造の既存住宅に静岡県耐震診断補強相談士を派遣し、耐震診断及び耐震相談を実施する事業
2	木造住宅 補強計画策定 事業	市町	事業を実施する 所有者又は 居住者	国の要綱に基づく住宅に係る耐震化のための計画の策定で、木造の既存住宅の補強計画の策定を実施する事業。なお、補強計画の策定に必要な耐震診断を含む
		—	市町	国の要綱に基づく住宅に係る耐震化のための計画の策定で、高齢者のみが居住する住宅等について、木造の既存住宅に静岡県耐震診断補強相談士を派遣し、補強計画の策定を実施する事業。なお、補強計画の策定に必要な耐震診断を含む
3	木造住宅 耐震補強助成 事業（定額）	市町	事業を実施する 所有者又は 居住者	木造の既存住宅の耐震補強工事を実施する事業
4	木造住宅 耐震補強助成 事業（補強計画一 体型）	市町	事業を実施する 所有者又は 居住者	国の要綱に基づく住宅の耐震改修に関する事業で、木造の既存住宅の補強計画の策定及び耐震補強工事を実施する事業
5	木造住宅 建替助成事業	市町	事業を実施する 所有者又は 居住者	国の要綱に基づく住宅の建替え又は除却に関する事業で、木造の既存住宅の建替工事又は除却工事を実施する事業
6	緊急輸送道路 沿道等木造住宅 耐震化助成 事業	市町	事業を実施する 所有者又は 居住者	国の要綱3. 第六又は第七に基づく耐震改修、建替え又は除却に関する事業で、木造の既存住宅の耐震補強工事、建替工事又は除却工事を実施する事業
7	非木造住宅 補強計画策定 事業	市町	事業を実施する 所有者又は 居住者	国の要綱に基づく住宅に係る耐震化のための計画の策定で、非木造の既存住宅の補強計画の策定を実施する事業
8	非木造住宅 耐震化助成 事業	市町	事業を実施する 所有者又は 居住者	国の要綱に基づく住宅の耐震改修、建替え又は除却に関する事業で、非木造の既存住宅の耐震補強工事、建替工事又は除却工事を実施する事業
9	緊急輸送道路 沿道等 非木造住宅 耐震化助成事業	市町	事業を実施する 所有者又は 居住者	国の要綱3. 第六又は第七に基づく耐震改修、建替え又は除却に関する事業で、非木造の既存住宅の耐震補強工事、建替工事又は除却工事を実施する事業
10	住宅 相談支援事業	—	市町	国の要綱に基づく住宅の耐震化への誘導に関する事業で、耐震補強工事又は建替工事未実施の既存住宅に対して意向調査の実施及び住宅相談員を派遣し、耐震補強工事、建替工事又は耐震性を有する住宅等への住み替え等に導くための事業
11	地域耐震化 推進事業	市町	事業を実施する 民間組織	国の要綱に基づく住宅の耐震化への誘導に関する事業で、既存住宅の耐震化を推進している民間組織を支援するための事業
12	建築物等 耐震診断事業	市町	事業を実施する 所有者、居住者 又は使用者	国の要綱3. 第一、第二又は第三に基づく耐震診断で、非木造の既存住宅又は既存建築物の耐震診断を実施する事業
13	建築物 補強計画策定 事業	市町	事業を実施する 所有者、居住者 又は使用者	国の要綱に基づく建築物に係る耐震化のための計画の策定で、既存建築物の補強計画の策定を実施する事業

14	建築物耐震化助成事業	市町	事業を実施する所有者、居住者又は使用者	国の要綱に基づく建築物の耐震改修、建替え又は除却に関する事業で、既存建築物の耐震補強工事、建替工事又は除却工事を実施する事業
15	緊急輸送道路沿道等建築物耐震化助成事業	市町	事業を実施する所有者、居住者又は使用者	国の要綱3.第六又は第七に基づく耐震改修、建替え又は除却に関する事業で、既存建築物の耐震補強工事、建替工事又は除却工事を実施する事業
16	災害時拠点施設耐震化助成事業	市町	事業を実施する所有者又は使用者	国の要綱に基づく避難所等の耐震改修又は建替えに関する事業で、既存建築物の耐震補強工事又は建替工事を実施する事業
17	ブロック塀等撤去事業	市町	事業を実施する所有者、居住者又は使用者	ブロック塀等を撤去する事業
18	ブロック塀等改善事業	市町	事業を実施する所有者、居住者又は使用者	静岡県地震対策推進条例条例(平成8年静岡県条例第1号)第17条第5項の緊急輸送路、避難路又は避難地等(以下「緊急輸送路等」という。)に面するブロック塀等を改善する事業
19	がけ地近接危険住宅移転事業	市町	事業を実施する所有者	社会資本整備総合交付金交付要綱(平成22年3月26日付け国官会第2317号。)附属第Ⅱ編イ-16-(12)又はロ-16-(12)住宅・建築物安全ストック形成事業イ-16-(12)-③がけ地近接等危険住宅移転事業に基づき、がけ地の崩壊等(土石流および地すべりを含む)により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域において危険住宅の移転を行う事業
20	建築物天井耐震改修事業	市町	事業を実施する所有者、居住者又は使用者	国の要綱に基づく天井の耐震改修に関する事業で、既存天井の耐震改修工事を実施する事業
21	既存エレベーター防災対策改修事業	市町	事業を実施する所有者、居住者又は使用者	国の要綱に基づくエレベーターの防災対策改修に関する事業で、既存エレベーターの防災対策改修工事を実施する事業
22	中小企業ホテル・旅館耐震化助成事業	市町	事業を実施する所有者又は使用者(ただし、中小企業者に限る。)	国の要綱に基づく建築物の耐震改修又は建替えに関する事業で、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)附則第3条に規定する要緊急安全確認大規模建築物のうち、ホテル・旅館の用途に供する既存建築物の耐震補強工事又は建替工事を実施する事業

(注) 1 わが家の専門家診断事業、3 木造住宅耐震補強助成事業(定額)、6 緊急輸送道路沿道等木造住宅耐震化助成事業(補強工事に限る。)及び19がけ地近接危険住宅移転事業を除き、地方自治法第252条の19で規定する指定都市は対象外とする。

別表第2（第3関係）

補助の対象			補助率（額）
事業の区分	経費		
1	わが家の 専門家診断事業	事業主体が行う当該事業に 要する経費	1戸ごとに、当該事業に要する経費の8分の3以 内とし、1戸につき17,370円を限度とする。
2	木造住宅 補強計画策定 事業	事業主体が行う当該事業に 要する経費について、市町が 補助する場合における当該 補助に要する経費	1戸ごとに、当該事業に要する経費と別表第3に 定める基準額とを比較して、いずれか少ない額に 対する国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ市 町が補助するのに要する経費から国庫補助額を 差し引いた額の2分の1以内とする。 ただし、高齢者のみが居住する住宅等につい ては、1戸ごとに、当該事業に要する経費と別表第 3に定める基準額とを比較して、いずれか少ない 額に対する国庫補助額と同額の範囲内で、かつ市 町が補助するのに要する経費から国庫補助額を 差し引いた額の2分の1以内とする。
		事業主体が行う当該事業に 要する経費	1戸ごとに、当該事業に要する経費と別表第3に 定める基準額と比較して、いずれか少ない額に対 する国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ市町 の要する経費から国庫補助金を差し引いた額の 2分の1以内とする。
3	木造住宅 耐震補強助成 事業（定額）	事業主体が行う当該事業に 要する経費について、市町が 補助する場合における当該 補助に要する経費	(1) 1戸ごとに、市町が補助するのに要する経費 と30万円とを比較して、いずれか少ない額とす る。ただし、高齢者のみが居住する住宅等につ いては、市町が30万円を超えて補助する場合、 30万円を超えた額の2分の1と10万円とを比 較して、いずれか少ない額を加えた額とする。 (2) 耐震補強のPRを行う住宅については、1戸 ごとに、市町が補助するのに要する経費と45 万円とを比較して、いずれか少ない額とする。 ただし、高齢者のみが居住する住宅等につい ては、市町が45万円を超えて補助する場合、45 万円を超えた額の2分の1と10万円とを比較 して、いずれか少ない額を加えた額とする。
4	木造住宅 耐震補強助成 事業（補強計画一 体型）	事業主体が行う当該事業に 要する経費について、市町が 補助する場合における当該 補助に要する経費	1戸ごとに、市町が補助するのに要する経費の 2分の1と30万円とを比較して、いずれか少 ない額とする。ただし、高齢者のみが居住する住 宅等については、市町が60万円を超えて補助 する場合、60万円を超えた額の4分の1と10万 円とを比較して、いずれか少ない額を加えた額と する。
5	木造住宅 建替助成事業	事業主体が行う当該事業に 要する経費について、市町が 補助する場合における当該 補助に要する経費	1戸ごとに、当該事業に要する経費に対する国庫 補助額の2分の1の範囲内で、かつ市町が補助す るのに要する経費から国庫補助額を差し引いた 額の2分の1以内とする。
6	緊急輸送道路 沿道等木造住宅 耐震化助成 事業	事業主体が行う当該事業に 要する経費について、市町が 補助する場合における当該 補助に要する経費	1棟ごとに、当該事業に要する経費に対する国庫 補助額の2分の1の範囲内で、かつ市町が補助す るのに要する経費から国庫補助額を差し引いた 額の2分の1以内とする。
7	非木造住宅 補強計画策定 事業	事業主体が行う当該事業に 要する経費について、市町が 補助する場合における当該 補助に要する経費	1戸ごとに、当該事業に要する経費と別表第4に 定める基準額とを比較して、いずれか少ない額に 対する国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ市 町が補助するのに要する経費から国庫補助額を 差し引いた額の2分の1以内とする。

8	非木造住宅耐震化助成事業	事業主体が行う当該事業に要する経費について、市町が補助する場合における当該補助に要する経費	1戸ごとに、当該事業に要する経費に対する国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ市町が補助するのに要する経費から国庫補助額を差し引いた額の2分の1以内とする。
9	緊急輸送道路沿道等非木造住宅耐震化助成事業	事業主体が行う当該事業に要する経費について、市町が補助する場合における当該補助に要する経費	1棟ごとに、当該事業に要する経費に対する国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ市町が補助するのに要する経費から国庫補助額を差し引いた額の2分の1以内とする。
10	住宅相談支援事業	事業主体が行う当該事業に要する経費	当該事業に要する経費に対する国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ市町の要する経費から国庫補助額を差し引いた額の2分の1以内とする。
11	地域耐震化推進事業	事業主体が行う当該事業に要する経費について、市町が補助する場合における当該補助に要する経費	1組織ごとに、当該事業に要する経費に対する国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ市町が補助するのに要する経費から国庫補助額を差し引いた額の2分の1以内とし、1組織につき75,000円を限度とする。
12	建築物等耐震診断事業	事業主体が行う当該事業に要する経費について、市町が補助する場合における当該補助に要する経費	1棟ごとに、当該事業に要する経費に対する国庫補助額及び耐震対策緊急促進事業制度要綱(平成25年5月29日国住市第53号国土交通省通知)に基づく事業(以下「国が民間事業者へ直接補助する事業」という。)に要する経費に対する国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ市町が補助するのに要する経費から当該事業に要する経費に対する国庫補助額を差し引いた額の2分の1以内とする。
13	建築物補強計画策定事業	事業主体が行う当該事業に要する経費について、市町が補助する場合における当該補助に要する経費	1棟ごとに、当該事業に要する経費と別表第4に定める基準額とを比較して、いずれか少ない額に対する国庫補助額及び国が民間事業者へ直接補助する事業に要する経費に対する国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ市町が補助するのに要する経費から当該事業に要する経費に対する国庫補助額を差し引いた額の2分の1以内とする。
14	建築物耐震化助成事業	事業主体が行う当該事業に要する経費について、市町が補助する場合における当該補助に要する経費	1棟ごとに、当該事業に要する経費に対する国庫補助額及び国が民間事業者へ直接補助する事業に要する経費に対する国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ市町が補助するのに要する経費から当該事業に要する経費に対する国庫補助額を差し引いた額の2分の1以内とする。
15	緊急輸送道路沿道等建築物耐震化助成事業	事業主体が行う当該事業に要する経費について、市町が補助する場合における当該補助に要する経費	1棟ごとに、当該事業に要する経費に対する国庫補助額及び国が民間事業者へ直接補助する事業に要する経費に対する国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ市町が補助するのに要する経費から当該事業に要する経費に対する国庫補助額を差し引いた額の2分の1以内とする。
16	災害時拠点施設耐震化助成事業	事業主体が行う当該事業に要する経費について、市町が補助する場合における当該補助に要する経費	1棟ごとに、当該事業に要する経費に対する国庫補助額及び国が民間事業者へ直接補助する事業に要する経費に対する国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ市町が補助するのに要する経費から当該事業に要する経費に対する国庫補助額を差し引いた額の2分の1以内とする。
17	ブロック塀等撤去事業	事業主体が行う当該事業に要する経費(工事費に限る。)について、市町が補助する場合における当該補助に要する経費	1件ごとに、当該事業に要する経費の4分の1以内かつ市町が補助するのに要する経費の2分の1以内とし、ブロック塀等の長さ1メートルにつき2,300円以内で、かつ1敷地につき10万円を限度とする。

18	ブロック塀等改善事業	事業主体が行う当該事業に要する経費（工事費及び設計に要する費用に限る。）について、市町が補助する場合における当該補助に要する経費	1件ごとに、当該事業に要する経費の4分の1以内かつ市町が補助するのに要する経費の2分の1以内とし、ブロック塀等の長さ1メートルにつき9,600円以内で、かつ1敷地につき12万5,000円を限度とする。
19	がけ地近接危険住宅移転事業	ア 移転を行う者に対して危険住宅の除却等に要する費用に対し市町が補助する経費 イ 移転を行う者に対して危険住宅に代る住宅の建設又は購入（これに必要な土地の取得を含む。）をするために要する資金を金融機関その他の機関から借り入れた場合において、当該借入金利子（年利率8.5%を限度とする。）に相当する額の費用に対し市町が補助する経費	当該事業に要する経費に対する国庫補助額の2分の1範囲内で、かつ、市町が補助するのに要する経費から国庫補助額を差し引いた額の2分の1以内とし、別に定める額を限度とする。
20	建築物天井耐震改修事業	事業主体が行う当該事業に要する経費について、市町が補助する場合における当該補助に要する経費	1件ごとに、当該事業に要する経費に対する国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ市町が補助するのに要する経費から国庫補助額を差し引いた額の2分の1以内とする。
21	既存エレベーター防災対策改修事業	事業主体が行う当該事業に要する経費について、市町が補助する場合における当該補助に要する経費	1台ごとに、当該事業に要する経費に対する国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ市町が補助するのに要する経費から国庫補助額を差し引いた額の2分の1以内とする。
22	中小企業ホテル・旅館耐震化助成事業	事業主体が行う当該事業に要する経費について、市町が補助する場合における当該補助に要する経費	1棟ごとに、市町が補助するのに要する経費の当該事業に要する経費に対する比率（以下、「市町補助率」という。）が100分の34.5以下の場合には、当該事業に要する経費に100分の11.5を乗じた金額とし、市町補助率が100分の34.5を超える場合は、当該事業に要する経費に対する国庫補助額及び国が民間事業者へ直接補助する事業に要する経費に対する国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ市町が補助するのに要する経費から当該事業に要する経費に対する国庫補助額を差し引いた額の2分の1以内とする。

備考 ※共同住宅、長屋等は1棟を1戸とみなす。

別表第3（別表第2関係）

図面の有無	基準額
有	144,000円 (わが家の専門家診断事業による診断未実施の場合154,000円)
無	259,000円 (わが家の専門家診断事業による診断未実施の場合269,000円)

別表第4（別表第2関係）

用途	床面積	基準額
一戸建住宅		1,800,000円
一戸建住宅以外	～1,000㎡未満	3,000,000円
	1,000～2,000㎡未満	4,800,000円
	2,000～3,000㎡未満	6,000,000円

3,000～5,000㎡未満	7,200,000円
5,000～10,000㎡未満	9,000,000円
10,000㎡～	10,800,000円